

新潟県企業局管理規程第8号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年7月1日

新潟県企業管理者 榊 澤 尚

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第183条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(電磁的記録による作成等)</u></p> <p>第183条の2 この規程の規定により作成し、又は保存することとされている書類等（書類、計算書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び次条において同じ。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成又は保存（以下「作成等」という。）をもつて、当該書類等の作成等に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。</p> <p>2 前項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製する方法により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(電磁的方法による書類等の提出等)</u></p> <p>第183条の3 この規程の規定による書類等の提出若しくは送付又は書類等による通知については、当該書類等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）をもつて行うことができる。</p>	<p>第183条 (略)</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。